

e-Learning申込受付期間と価格の変更について

この度、(財)新聞広告審査協会より、ニュートン社e-Learning講座が「特定商取引法第41条」に定められる「特定継続的役務提供」に該当するのではないかとのご指摘を受け、受講契約の内容を見直す事で「特定継続的役務」の対象外とし、「特定商取引法」の規制を受けないよう、受講申込期間と価格を変更させていただきました。

変更内容

受講期間 …… 初回契約期間を6ヶ月とする(教材によっては3ヶ月契約もある)

受講金額 …… 5万円まで(初回申込金額)

商品受取り後10日以内であればクーリングオフをお受けしますが、クーリングオフ期間(10日間)経過後の途中解約は、今まで通りお受け出来ません。

当代理店サイトにつきましては、2007-11月に修正済みです。

今回の変更により、契約期間が短縮される事で「合格保証」適用の条件となる全教材の「合格番号」取得が、初回契約のみでは出来ない場合の増加が予想されます。初回契約(申込)の受講期間内に、受験年(月)度全教材の掲載が完了していない事があるためです。このような場合、受講期間の延長をしていただく事で全ての教材を受講(合格番号の取得)いただき、合格保証の対象とすることができます。

「合格保証条件」につきましては、HPへ明記しております。

ご参考迄に、「特定継続的役務提供」についての経済産業省サイトをご案内します。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tokushoho/gaiyou/tokueki.htm>

以上、ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。